

## 審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名 : 道路交通法施行令
根 拠 条 項 : 第13条第1項
処 分 の 概 要 : 緊急自動車の指定
原権者(委任先) : 青森県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 10日
申 請 先 : 申請書は、使用の本拠地を管轄する警察署の交通課(係)窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係(電話017-723-4211)
備 考 :